

## 序章 組織再編成の目的

### 第1節 組織再編成と合併の定義

#### 1 組織再編成の定義

会社法では、第5編に組織再編成に関する規定があり、組織変更・吸収合併・新設合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の7種類とされています。

組織再編成税制においては、「組織再編成」とは、法人格の変更（消滅、承継、発生等）を生じさせる行為であり、かつ、資産・負債を法人間で移転する行為であって、その行為に関連して、株主が旧株式等の対価を受け取ったり利益の分配を受けたりすることがある、と捉えています。

組織変更などは、会社法においては組織再編成とされていますが、組織再編成税制の範囲外です。他方、会社法では出資と定義されている現物出資が組織再編成税制の範囲に入る場合もあるなど、会社法における組織再編成と組織再編成税制における組織再編成とは、完全に一致するものではないことにご留意下さい。

#### 2 会社法における合併の定義

組織再編成の代表的なものが合併ですが、合併の定義は、会社法にはありません。

これは、合併の概念について特に説明を要しないということであり、会社法の解説において、「合併は、消滅会社となる会社とその事業に関する権利義務の全部の譲渡等をするとともに解散し、その解散につき清算手続を要せず、ただちに法人格を失い、また、その結果として、それによる権利移転については特段の対抗要件の具備を要しないこととなる」という特則が適用される特殊な行為という程度の理解をしたほうが、その規制体系等を考える上では便宜であるものと思われる。いずれにせよ、

合併については、従来からその概念の大枠が固まっており、会社法においても特にその意義の明確化をする必要が乏しいものであることから、それ自体の定義規定については設けないこととしたものである<sup>1</sup>との説明がなされています。

### 3 組織再編成税制における合併の定義

組織再編成税制においても、合併の定義はありませんが、組織再編成税制における合併とは、法人（被合併法人）の全てが他の法人（合併法人）のものとなって被合併法人が消滅することとなる行為であり、被合併法人の資産及び負債の全てが合併法人に移転し、合併法人がその対価として株式等（代替物を含む）を交付することとなって、被合併法人の株主等は、被合併法人の株式の対価としてその合併法人の株式等（同前）を取得することとなるもの、と考えています。

この組織再編成税制における合併は、会社法が規定する合併ばかりではなく、学校法人・医療法人などの合併や外国における合併をも含むものとなっています。

## 第2節 合併のメリットとデメリット

### 1 合併のメリット

合併のメリットとしては、個々の合併ごとにさまざまなものが想定されますが、一般的には、次のようなものとなります<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 相沢哲ほか『新・会社法の解説』（商事法務 2006）181 頁

<sup>2</sup> 第1部第1章第3節1において、他の組織再編成と比較した場合に合併にどのようなメリットがあるのかということについて述べていますので、そちらもご参照下さい。

## 4 第1部 合併の検討

### (1) シナジー効果の発生

合併法人と被合併法人の事業が補完しあうことにより事業内容が強化され、供給する商品のシェア向上や大量購買によるコストダウンが可能となるなど、合併によるシナジー効果（相乗効果）が生ずるケースが多く見受けられます。

### (2) 管理コストの削減

合併により、各社に設置されていた管理部門などの統合が可能となり、管理コストの削減が可能となるケースが非常に多くなっています。

### (3) 権利義務の包括的承継

権利義務が包括的に承継されるため、営業譲渡などとは異なり、取引先毎に個別に権利義務の承継を要請する必要はありません。

このため、スピーディ、かつ、低コストで権利義務を承継することができます。

### (4) 損益の通算

合併により複数の法人が単一の法人となるため、合併法人や被合併法人に赤字事業と黒字事業が混在する場合には損益の通算が可能となって、法人税と地方税の両方にメリットが生じます。

この損益通算という点からすると、連結納税を採用した場合よりも節税効果が高くなります。

### (5) 適格合併における含み益課税の回避

適格合併であれば、被合併法人から資産及び負債が税務上の帳簿価額によって引き継がれるため、被合併法人の資産及び負債の含み益への課税が回避できます。

ただし、非適格合併でも、完全支配関係法人間の合併の場合には、譲渡損益調整資産が帳簿価額による引継ぎとなるため、譲渡損益調整資産

に関する含み益への課税は行われません。

なお、会計上でパーチェス法（受入処理が時価処理となる方法）が適用される場合であっても、適格合併であれば、税制上は、被合併法人の資産及び負債を帳簿価額によって合併法人に引き継ぐこととなります。

#### （６）繰越欠損金の引継ぎ

適格合併であり、かつ、一定の要件を満たす場合には、被合併法人の繰越欠損金や含み損の引継ぎが認められますので、被合併法人の繰越欠損金や含み損の合併法人における有効利用が可能です。

#### （７）相続税対策

相続税における非公開会社株式の評価は、大会社の場合には類似業種比準価額方式になります。

このため、会社規模を大きくして類似業種比準価額方式を採用することが節税になる場合があります。

#### （８）救済合併

赤字子会社の救済等のために、親会社が赤字子会社を吸収合併することにより、赤字子会社の倒産を回避することができます。

ただし、実務上、税務否認リスクの軽減のために、救済する理由を明確にしておく必要があると思われます。

なお、赤字会社を合併することにより、資産及び負債の統合と損益通算が行われる結果、金融機関から融資を受けやすくなる場合もあります。

#### （９）スクイーズアウト

子会社に少数株主が存在する場合、現金を対価とする合併を実施すれば、株主には現金が交付されるため、少数株主を追い出すことが可能となります。

### (10) 消費税の簡易課税継続

合併法人において簡易課税を選択できるか否かを決定する基準期間の課税売上高については、被合併法人の課税売上高は考慮しません（第3部の「第9章 消費税」参照）。

### (11) 地方税の均等割の減少

抱合せ株式がある場合や合併に伴い自己株式が発生する場合などには、資本金等の額が減少する場合があります。資本金等の額が減少することになると、地方税の均等割が減少することがあります。

## 2 合併のデメリット

合併のデメリットとしては、上記の合併のメリットと同様に、個々にさまざまなものがあり得るわけですが、概ね次のようなものとなります<sup>3</sup>。

### (1) 許認可事項の問題

合併においては、被合併法人の権利義務が包括的に合併法人に引き継がれるのですが、許認可事項については、被合併法人から合併法人に引き継ぐことを認めていないものもありますので、注意が必要です。

### (2) 組織の融合に時間が必要

合併は複数の法人が一個の法人となるものであるため、合併後の組織の融和が重要となります。

合併前の法人ごとに派閥ができたり、業務手順を固守したりするなどの混乱が発生しやすく、合併前の調整と合併後のフォローアップが必要

---

<sup>3</sup> 第1部第1章第3節の「2 合併のデメリット」において、他の組織再編成と比較した場合に合併にどのようなデメリットがあるのかということについて述べていますので、そちらもご参照下さい。

となることに留意が必要です。

### (3) 給与水準等の単一化

合併により複数の法人が一個の法人となるため、給与水準などの労働条件は同一になります。

このため、合併により給与水準が上昇する場合があります。

これは、一概にデメリットということは出来ませんが、合併に際しては、注意が必要です。

### (4) 全事業の包括的承継

合併の性質上、被合併法人の全事業が引き継がれます。

一部の事業を引き継ぎたくない場合には、合併ではなく、会社分割の手法を検討する必要があります。

### (5) 簿外債務や保証債務の引継ぎ

合併においては、被合併法人の権利義務が包括的に合併法人に承継されますので、被合併法人の簿外債務や保証債務も全て合併法人に引き継がれることとなる点に注意が必要です。

### (6) 含み損の実現が困難

適格合併においては、被合併法人の資産及び負債が税務上の帳簿価額価によって合併法人に引き継がれるため、被合併法人においては、資産及び負債の含み損を実現させるといったことはできません。

合併法人において、被合併法人の繰越欠損金や含み損が有効に利用される見込みがない場合には、合併によってデメリットが生ずることとなります。

非適格合併に関しては、法人税法上、被合併法人の資産及び負債を譲渡としたものとして取り扱われますが、資産及び負債の譲渡損を計上することを目的として非適格合併を行ったということで税務否認を受ける

といったことも有り得ると考えられますので、注意が必要です。

ただし、完全支配関係法人間の非適格合併では、譲渡損益調整資産は帳簿価額によって移転することとなるため、譲渡損益調整資産の含み損は、実現しません。

#### (7) 繰越欠損金の使用制限等

適格合併の場合で、一定の要件に該当したときには、合併法人と被合併法人の両法人で生じた繰越欠損金や含み損の使用が制限されることとなります。

このため、繰越欠損金や含み損を有する法人の合併については、特に注意が必要です。

また、完全支配関係にある法人との非適格合併においても、合併法人の繰越欠損金の使用制限などが発生しますので、同様に、注意が必要となります。

#### (8) 地方税の均等割の増加

合併により資本金等の額が増加すると、地方税の均等割が増加する可能性がありますので、注意が必要です。

また、外形標準課税が適用されている場合にも、注意が必要です（第3部第10章の「第1節 法人住民税・法人事業税の取扱い」参照）。

# 第1章 合併と他の組織再編成との比較

## 第1節 概要

「組織再編成」とは、一般的には、株式取得、合併、会社分割、株式交換・株式移転、事業譲渡、現物出資等をいい、会社法や法人税法における捉え方よりも広がっています。

企業の経営戦略、経営戦術の一環としてこれらの組織再編成の手法の比較検討を行い、自社に最も適した手法を選択することが非常に重要です。

例えば、次のような組織再編成を行うことが考えられます。

- ① 役割を終えた会社の整理のための合併・会社分割等
- ② 株主構成や資本構成等の見直しのための合併・会社分割等
- ③ 有望事業又はノンコア事業、破綻事業の分離のための会社分割・事業譲渡等
- ④ マーケットシェア拡大や新規事業進出のための株式取得・合併・株式交換・株式移転・事業譲受け・会社分割による受入れ等
- ⑤ シナジー効果獲得やグループ内事業の効率化のための合併・会社分割等
- ⑥ グループ内の役割分担や事業承継対策としての合併・会社分割等
- ⑦ タックスプラン又は銀行対策としての合併・会社分割等

このように、組織再編成はさまざまな理由によって行われることとなるわけですが、次のような点の検討が不可欠となります。

- ① 会計・税務の取扱いの検討
- ② 会社法その他法的手続き及び組織再編成に要する期間の検討
- ③ 行政上の許認可の継続性の検討
- ④ 株主、債権者、従業員、顧客、取引先、地域社会等のステークホルダーとの関係調整の検討

## 第2節 各組織再編成の定義

会社法においては、各組織再編成について次のように定義しています。

### 1 合併

#### (1) 吸収合併

「吸収合併」とは、会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいいます（会2二十七）。

#### (2) 新設合併

「新設合併」とは、二以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいいます（会2二十八）。

会社法上、「会社」とは株式会社、合名会社、合資会社、合同会社とされている（会2一）ため、合併については4種の会社の間での組合せがあることとなります。

なお、特例有限会社は、吸収合併存続会社になることはできません（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律37条）。

### 2 会社分割

#### (1) 吸収分割

「吸収分割」とは、株式会社又は合同会社がある事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいいます（会2二十九）。

#### (2) 新設分割

「新設分割」とは、一又は二以上の株式会社又は合同会社がある事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承

継させることをいいます（会2三十）。

「権利義務の全部又は一部」とあり、「営業」の実態を備えていなくても、会社分割は可能です。

また、会社分割の直後に分割会社が分割承継会社の株式を分割会社の株主に現物配当することも可能です（会758八口、763十二口）。

税制上は、分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産（以下、「分割対価資産」といいます）のすべてがその分割の日において当該分割法人の株主等に交付される場合の分割を「分割型分割」（法法2十二の九）といい、分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産がその分割の日において分割法人の株主等に交付されない場合の分割を「分社型分割」（法法2十二の十）といいます。

### 3 株式交換・株式移転

#### （1）株式交換

「株式交換」とは、株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいいます（会2三十一）。

#### （2）株式移転

「株式移転」とは、一又は二以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させることをいいます（会2三十二）。

### 4 事業譲渡

事業の譲渡については、会社法上の定義規定はなく、株式会社は、事業の全部の譲渡又は重要な一部の譲渡をする場合には、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない（会467①）とされ、従来の「営業の譲渡」が会社法では「事業の譲渡」と変更されています。